

ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県（以下「県」という。）が作成した「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマーク（別図を指す。）及びキャッチフレーズ（「ラーメン県そば王国やまがた」の文言を指す。）（以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 ロゴマーク等は、県にゆかりのあるラーメン・そば等の麺類（以下、「県の麺類」という。）の認知度向上及び県の麺類を活用した観光誘客に資する取組みのために使用することができる。

（使用の申請）

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ県に対して「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用承認申請書」（別記様式第1号）を提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- （1） 報道機関が報道の目的で使用する時
- （2） 県又は地方公共団体が広報の目的で使用する時
- （3） 前各号に掲げるもののほか、県が適正と認める時

（使用の承認）

第4条 県は、前条の規定による申請について下記のいずれかに該当すると認められるときはこれを承認し、その旨を通知するものとする。

- （1） 県全体又は地域としての麺類をPRする場合

例：パンフレット、ポスター、雑誌、WEB等

- （2） 下記のいずれかの条件を満たし、個別店舗・施設において使用する場合

例：店舗内ポスター、店舗外のぼり・看板、自社HP、自社製乾麺・カップ麺等

- （イ） 県内で販売・提供又は製造しているラーメン・そば等の麺類店舗又は製麺事業者である場合

- （ロ） その他、第2条の目的に資する活動を行う場合

例：山形県外の店舗で県内の市町村名や地域名を表示した県の麺類メニューを提供している場合。

- （3） 不特定多数が参加可能な県の麺類が関連するイベントで使用する場合

例：周知ポスター、看板、のぼり等の広報物

- （4） ロゴマーク等そのものを主たる要素とした製品を製作・販売等する場合

例：キーホルダー、どんぶり、服等

- （5） その他、県が「ラーメン県そば王国やまがた」のPRに資すると認める場合

2 前項による承認を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第5条 県は、第3条の規定による申請について下記のいずれかに該当すると認められるときはこれを承認せず、その旨を通知するものとする。

- （1） 第2条の目的から逸脱していると認められる場合
- （2） 下記のいずれかに該当する場合
 - （イ） 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - （ロ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （ハ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - （ニ） 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - （ホ） 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （3） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする場合
- （4） 公の秩序及び善良の風俗に反する恐れがある場合
- （5） その他、知事が適正と認めない場合

（遵守事項）

第6条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 第5条各号のいずれかに該当し、又はその恐れがある場合は使用をしてはならない。
- （2） 別に定める「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク使用マニュアル」に定めた事項を遵守しなければならない。
- （3） 第4条第2項の規定による条件がある場合は、これを遵守しなければならない。
- （4） ロゴマーク等はラーメンやそば以外の麺類にも使用できるが、その際は内容を誤解されないように努めること。また、前述の場合に加え、ラーメンやそばに使用する場合も含め、ロゴマーク等の使用に関する事故又は苦情等の問題については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、ロゴマーク等の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用承認内容変更申請書」(別記様式第2号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

(適正使用の確保)

第8条 県は、必要に応じて、使用者からロゴマーク等の使用状況について報告を求め、又は検査を行うことができる。

2 県は、使用者がこの要綱又は承認内容に反していると認められる場合は、その承認を取り消すものとする。

3 前項の規定により承認を取り消されたものは、ロゴマーク等を使用することができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については県が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。



ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用承認申請書

山形県知事 殿

(申請者)

〒
住所
名称
代表者

「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用管理要綱」（以下、「要綱」という。）の規定により、次のとおり申請します。

使用目的	
期間又は期日	年 月 日～ 年 月 日
使用内容	(種類、規格、製品の販売金額、場所など、企画に応じて具体的に記入してください。上記内容がわかる資料を添付いただいても構いません。)
要綱第 5 条のいずれにも該当しません ☐ (✓を記入してください)	
担当者連絡先	職・氏名 電話番号 メール

※内容がわかる規約や概要、商品のパンフレット等参考資料を添付してください。

年 月 日

ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用承認内容変更申請書

山形県知事 殿

(申請者)
〒
住所
名称
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
変更内容 (具体的に記入)		
担当者 連絡先	職・氏名 電話番号 メール	

※変更の内容がわかる資料を添付してください。

【提出先】

山形県観光文化スポーツ部観光プロモーション課
国内プロモーション係

電話：023-630-3362

メール：kitekerokun@pref.yamagata.jp